

補聴器のご購入をお考えの保護者の方へ

以下の要件を満たす18歳未満のお子様は、補聴器等購入費用の一部助成を受けられる可能性があります。

- ①新宿区内に住所を有する方
- ②両耳の聴力レベルが概ね 30dB 以上であり、身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではない方
- ③補聴器等の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した方

※令和6年度から世帯の最多収入者の区民税所得割額が46万円以上の場合も助成対象となりました。

※次の場合は助成できません

- 1 災害、その他の法令規定で助成を受けている場合
- 2 申請前に補聴器等を購入した場合

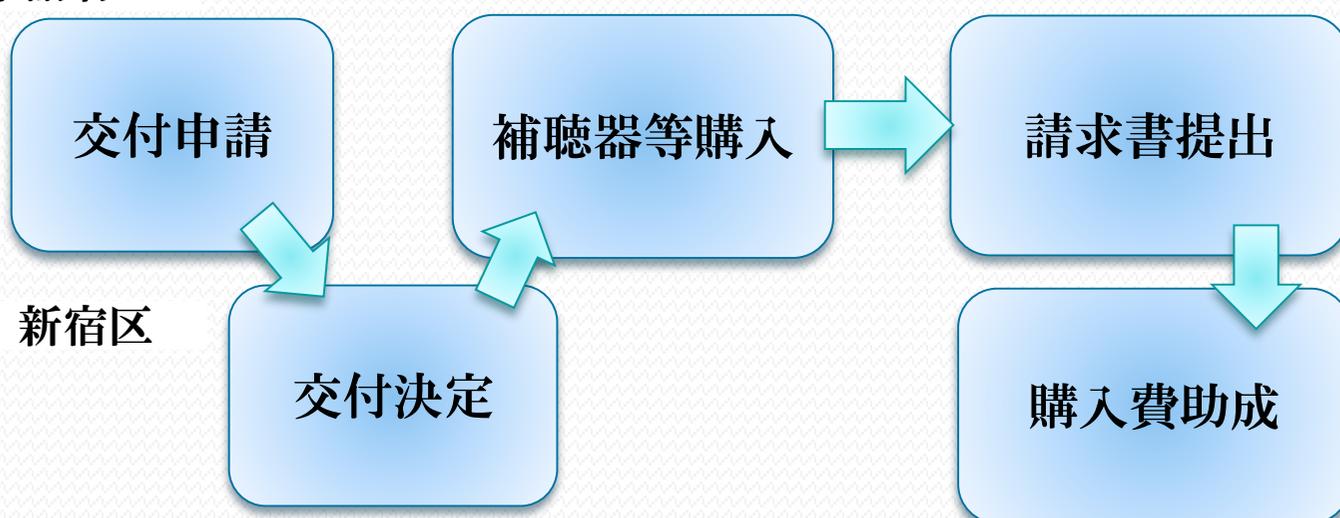
※令和6年度から1台当たりの基準額を137,000円から144,900円に引き上げ、これを限度に助成します。

※令和2年度より補聴システム(ワイヤレスマイク、受信機、オーディオチュー)が助成対象となりました。

※詳細はお問い合わせ先までご連絡ください。

～交付申請から購入費助成の流れ～

申請者



お問い合わせ・申請先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
福祉部障害者福祉課 相談係 (新宿区役所 本庁舎2階3番窓口)
電話 03-5273-4518 FAX 03-3209-3441